

企業・投資課税における経済学的中立性と租税法（二） —ドイツ企業税制改革に係る基礎理論の分析—

手 塚 貴 大

一 はじめに

(一) 問題の所在

(二) 本稿における検討の視角

二 ドイツ企業課税改革案の歴史的展開—現行法も視野に入れて—

(一) 諸改革案の概要

(二) 小括

三 Cash-Flow型税制と ACE型税制の理論

(一) Cash-Flow型税制の構造

(二) ACE型税制の構造

(三) 小括(以上、本号)

四 ヨーロッパにおける企業・投資課税の改革

(一) 二元的所得税

(二) オランダにおける分類課税方式

(三) オーストリアにおける基準利子控除制度の導入

(四) クロアチアにおける消費型所得税の導入

(五) 小括

五 結語

一 はじめに

(一) 問題の所在

わが国では、企業課税の改革が盛んに提唱されている。以下、法人税率の引き下げが主たる主張である。その趣旨は、企業の国際競争力促進であろうが、そもそも企業課税の改革は、税率の変更のみに尽くるものでない」とは、明らかである。例えば、わが国における法人課税の改革に係る議論を振り返ってみても、そのことは推論されうる。例えば、配当所得に係る法人税負担を当該配当所得からどの程度控除すべきであるかという法人税と所得税との統合、支出税構想、それに関連して配当に充てられる法人収益と内部留保され未配当とされる法人収益について法人税率に差異を設けるべきか否か、課税ベースの拡大、連結納税制度、国際課税制度との整合性等、数え上げれば相当な範囲に広がっている。こうした問題については、あるべき姿が現実のものとして存在することはないと書いてよく、まさに、改革が常時追及されるべき状態にあるといえる。それらはいずれも極めて興味深い学問的検討の対象をなしていると言つてよい。では、本稿ではそうした企業税制に係る論点のうち、それが検討されるべきであるかが問題となる。

その中でも、本稿で議論の検討とすべきは、一に、消費型所得税 (*Konsumententierte Einkommensteuer*) である。筆者は、別稿において、ドイツにおける消費型所得税の内実、そして、その企業課税の場面における反映である企業税 (Betriebsteuer) を、現在の経済状況に照らして、一定の政策的インプリケーションを持つものであると論じた。⁽¹⁾ 消費型所得税とは、「個人が一定期間中に稼得した所得のうち、貯蓄に充てられることを予定されている部分、すなわち

将来の消費に充てられる部分の所得については、稼得された段階での課税は行われず、残りの消費に充てられる部分のみを累進課税の対象とし、その貯蓄所得は、後に、それが消費に充てられる際に累進所得税が課されるとした所「得税」を意味する。これは、個人の所得課税の許での Cash-Flow 型税制の実現を意味する（これは、ドイツの学説上の Sparbereinigung である）。⁽²⁾ こうした消費型所得税は、それが仮に構築された場合には、企業課税の領域においても変容を来たす。⁽³⁾ 主として、企業課税の領域においては、企業の法形態の中立性が、政策的公準として認識されるべきで、それに向けて立法されることが、消費型所得税を導入することの必然的帰結である。⁽⁴⁾ すなわち、個人が、その貯蓄に充てられる部分の所得を、貯蓄・投資する際には、様々な投資・貯蓄形態が想定され得るが、いずれの形態も租税法上平等に扱われる必要があると考えられるのである。⁽⁵⁾ これを通じて、平等課税も同時に実現される。それは、中立性原則と平等原則が同時に実現されることを意味する。しかし、Cash-Flow 型税制を企業課税、言い換えると企業への投資の領域に導入することは、純粹には、企業に対する独立課税を行わない、といふことに行き着く。⁽⁶⁾

さらに、問題点は依然として残っている。消費型所得税では、個人の段階で稼得された所得のうち、貯蓄・投資に充てられる部分は、稼得段階で課税されず課税ベースからは当面取り除かれる。そして、それらを実際に消費する際に、課税することになる。すなわち、貯蓄・投資所得は、稼得時から実際の消費時まで、課税が繰延べられる。右の一時点間でインフレーションが生じている場合を想定すると、貯蓄・投資分から取り崩される名目的な消費額に課税するならば、正確な課税標準額をベースとした課税が行われたとは言えないであろう。すなわち、その際、何らかの態様でインフレ調整を施す必要がある。これは、ACE 型税制である（ドイツの学説上では、Zinsbereinigung を意味する。または、Zinskorrigierung とも呼称されることがある）。

加えて、貯蓄・投資の対象の一例である法人を見てみよう。わが国でも、近時、何故、法人に対しても法人税が課さ

れるかが議論の対象となつてゐる。翻つて、例えば、ドイツにおいては、自然人は、基本法により、その性質上当然に権利能力を有し、権利義務の帰属主体であるから、当然に所得税の納稅義務を負うと構成することが可能であろう。しかし、法人については、右の図式は必ずしも妥当しない（但し、ボン基本法一九条三項により、法人についても、その性質上許容されるものであれば、基本権享受主体として承認される、と解されている⁽⁸⁾）。したがつて、ドイツでは、一部の論者により、競争平等という視点に立つて、法人課税を正当化がなされている。すなわち、個人と異なるからといって課税しないと、市場という個人と同じレベルで経済活動を行い、それを通じて経済的利益を稼得しているのであるから、経済的事実関係はその限りで同一である、と考えられているのである。⁽⁹⁾しかし、既に述べた消費型所得税の構築の過程において、理論上、法人に対する課税は必然的なものでなくなることがある。近時、ヨーロッパでは、租税競争という現象が見られる。すなわち、自国経済の活性化、投資の呼び込みという経済政策に刻印付けられた税負担の引き下げ競争である。これにより、ドイツを除くいくつかのヨーロッパ諸国においては法人税を極めて低く課税するという方向での改革案が示されている。

なお、近時、ヨーロッパにおける投資所得課税に関する研究会もドイツにおいて開催されており、その議論の動向はヨーロッパ租税法の方向性を示すもので興味深い。⁽¹⁰⁾

(二) 本稿における検討の視角

1 中立性の基準

では、ここで、いかなる思考に則つた企業課税が構築されるべきであるかが問題となる。

企業課税を刻印付ける法原則は、中立性原則（Neutralität）である（勿論、ドイツの議論によれば、平等原則も妥当することは言うまでもないが、本稿の検討の中心は中立性の原則であるため、右のように筆者は右のように述べた）。また同時に、中立性とは、経済学的意味における効率性を意味する。すなわち、租税の局面で言えば、「課税によって経済人の意思決定が歪曲されないこと」⁽¹⁴⁾を意味する。⁽¹⁵⁾しかし、これは、平等原則と並んで、既に、法原則として承認されている。すなわち、租税法制度の設計、租税立法の場面においても、平等原則は勿論、中立性原則の実現もが企図されなければならないことを意味する。特に、経済競争が盛んになされている現在では、経済競争下の租税法として、中立性が重んじられる企業課税制度が構築されるべきであろう。そして、それは、国際的側面にも適合する企業課税を意味する。

競争政策上の租税法体系の構築は、各国とも何らかの形で行うことは間違いない。しかし、問題になるのは、そうした各国における租税政策に課せられた基準である。すなわち、租税政策を決定する上での拘束である。特に、本稿で検討するドイツにおいては、ボン基本法、そしてEC法という制約が認識されねばならない。ボン基本法上は、平等原則（これは、先に指摘された中立性とは相克する場合がある）、EC法上は、各国間の租税法の調和、調整である（以下、調整が主たるものである）。

右に述べたような租税法を決定付ける諸要因を含めてあるべき企業税制が構築される必要がある。本稿では、経済・財政学または会計学上の理論を参考しつつ、それが実際の法制度に如何にして実現されるか、という視点を重視したい。すなわち、経済学上の知見を参照し、それが法制度設計において有用なものであるか否か、という点を明らかにしつつ、租税法制度の設計が行われるべきであるとの認識の許、中立性を実現する投資税制・企業税制について経済的なそのイメージを把握することは有意義である。

なお、先にも指摘された如く、ACE型税制およびCash-Flow型税制の許で、担税力を正確に測定するという点で若干の疑義が付着する。すなわち、一に、貯蓄・投資に充てられた所得および利益は、それが消費に充てられるまで課税が繰延べられるゆえ、そこに繰延利益が生ずること、そして、右の問題に関連して、二に、貯蓄・投資が取り崩されて実際の消費に当てられる際に、その取り崩し金額につき繰延べられた時間に生じたインフレーションによる実質価額の減少分に対する課税を如何にして構築すべきか、という問題がそれである。⁽¹⁶⁾特に、わが国では、前者については相続税の大幅引き上げが一つの解決策のあり方として示されている。そして、後者については、適正な利子率による割引が一つの解決策として想定され得る（詳しくは、三、四を参照）。

以上の二点を本稿の主たる検討課題とし、ドイツにおける議論を参考しつつ、それに分析を加えることとしたい。それを通じて、法人税率の引き下げ等によつて、企業税負担を引き下げる⁽¹⁷⁾ことを企図しているドイツ企業税制改革への理論的評価もなしうるベースが構築されるかも知れない。

2 所得税および法人税（企業課税）との一体的考察の必要性

本稿では題目の示すとおり、個人の投資・貯蓄所得に係る課税と企業課税とが、同時に、つまり一体的なものとして検討される。ここで、本稿の検討において、最も重要であると考える右の“所得税および法人税（企業課税）との一体的考察”についてコメントする。（一）においても指摘したが、納税者が自己の稼得した所得を貯蓄・投資する際に、その主たる形態は（特に金融機関への）貯蓄、つまり狭義の貯蓄のみであると觀念することは最早相当ではない。勿論、自己の老後の生活を金銭面で担保する年金も實質的には貯蓄の一形態であることは言うまでもないが、今後は株式をはじめとする投資性を有する有価証券の購入も自己の所得のうち消費に充てない部分の代表的なものになりうる。あるいは自己が共同事業者としてパートナーシップの出資者となるかも知れない。とりわけ右に挙げたうちの企

業投資たる性質を有する所得使用形態およびそれに付着する課税問題は個人所得課税のあり方は勿論、さらには企業課税のあり方も大きな影響を与えるものである。

加えて、今後は個人も自己の貯蓄・投資形態について諸々の選択肢の中から、よりリターンの大きいものを選別していくであろう。それ故、複数の貯蓄・投資形態の間で課税方式を異にした場合、租税法の影響が貯蓄・投資の意思決定に作用する可能性がある。

したがつて、企業領域および貯蓄・投資媒体に対する課税方式をできるだけ統一化する努力がなされてしかるべきである。それは（経済）政策的要請でもあり、法的要請でもある。それ故、かかる企業領域および貯蓄・投資媒体に対する課税方式を個人課税と一体的に考察する必要性が認められるのである。

したがつて、本稿では以上の如き問題意識を念頭に置きつつ、論述がなされる。

二 ドイツ企業課税改革案の歴史的展開

ドイツにおいては、筆者が先に別稿で検討したように、企業課税の改革が盛んに追及されている。特に、学説上、第二次世界大戦以降、顕著に行われてきた。結局、それは、法形態に中立的な企業課税の実現に係る努力であつたと刻印付けて差し支えない。⁽¹⁸⁾

さて、右の如き法形態の中立性の要請は、法学の視点からも、経済学の視点からも、定立されている。特に、法形態の中立性は、経営学上の中立性に係る議論が法学の領域に導入されたものである。そして、法形態の中立性は、文字通り“中立的な”課税を要請するという点で、経済学的な色彩をもつてていることは明らかである。それに加えて、

それは、法学上の平等課税の要請にも合致する。何故なら、「経済的事実関係を同じくする場合には、客観的な理由が存在しない限り、課税方式を異にすることは許容されない」、という意味内容からも、そのことは推論され得る。

さて、ドイツの企業課税（とりわけ、企業・出資者間の課税）は、法秩序の統一性という観点から二元主義的に構築されている。すなわち、ドイツ企業は人的企業が多数であり、そして、課税方式は民事法に依拠していたから、少數である法人企業に対しても累進所得税率が適用されることとなり、課税は法形態に非中立的であった。加えて、その構造上特に国際的側面から見た場合、競争政策上不利であった。但し、そうした課税方式の民事法への依拠は一定の合理性を持つものであったため、法的要請と経済的要請とが相克しているといふことがドイツの企業課税の特徴として指摘できると思われる。

以下では、こうした企業課税の改革案を従来の諸提案を振り返る形で検討する。それを通じて、ドイツにおける学説のスタンス⁽¹⁹⁾が明らかになる。

(一) 諸改革案の概要

1 企業税⁽²⁰⁾

企業税（Betriebsteuer. 後に論じられる一般的企業税との差異に注意せよ）を以つて、ドイツにおいては、まず、事業所得に係る法形態の中立性が追及された。これは、第二次世界大戦後間もなくのことである。事業所得に係る法形態の中立性とは、物的会社（これは、その性質上、当然に所得税法の意味における事業所得を稼得するものとされる）と、人的企業（人的会社、個人）のうち事業所得を稼得する所得税納税義務者との間の租税法上の扱いを平等にする

といふことが企図されている。

しかし、右の企業税は、総合課税の原則が実現されないと云う難点があろう（所得税法上の事業所得と他の各種所得類型との間の総合課税ができなくなるといふ意味である）。

2 出資者税

次に著名であるのは出資者税 (Teilhabersteuer) である。詳しい点については、わが国においても既に紹介があるので、そちらに譲り、ここでは簡単に素描する。出資者税は、法人あるいは人的企業といった民事法上の法形態に拘りなく、統一的な課税方式を適用しようとするものである（この点は、直後に触れる一般的企業税についても同様である）。具体的には、人的企業の許における課税方式を法人にも適用しようとするものである。すなわち、法人の許でも、出資割合に応じて、株主に法人の利益が直接帰属することになる。

しかし、右のような課税方式には、民事法上の法形態をまったく無視しているという批判がある。さらには、あらゆる企業に対しても累進課税がなされる」とにより、企業の競争力の促進という視点からは望ましくない。

3 一般的企業税

一般的企業税 (Betriebsteuer. または、近時では、allgemeine Unternehmenssteuerとも呼称される) は、別の箇所で詳しく述べたので、本稿では簡単に素描する。

一般的企業税とは、先に述べた古典的意味における企業税とは異なり、その主観的適用範囲が文字通り一般的になつたものである。すなわち、事業所得を稼得する者の間での課税の平等、中立的課税のみでなく実質的に事業を営むとみなされる者の稼得する所得について統一的な課税方式を適用するというものである。すなわち、法人および事業所得者と並んで、農林業所得者、独立労働所得者、自由業所得者等も含まれることとなる。特に、ドイツ所得税法

においては所得税法内で各種所得類型に応じて所得計算方法を異にしている面があり、それが原因となり税負担に差異が生ずることが批判されている。よって一般的企業税の導入、言い換えると課税方式の統一化により右の問題が解消される。

そして、右の一般的企業税の納税者は想定される者は、いずれも“市場で独立かつ継続して経済的活動を営んでいる”というマルクマールを充足しているものである。

但し、次の様な批判がある。多くは別の箇所で触れたので簡単に素描することとした。⁽²³⁾ それは凡そ、①人的企業をも広範に一般的企業税の課税の対象に含めるとすると、零細企業も含まれることとなってしまい、課税方式と企業形態との間に不均衡が発生すること（法秩序の統一性の崩壊、特定の企業形態の消滅）、②租税法体系が分類税化するおそれがあること（平等原則違反）、③企業に対する一般的な租税法上の優遇措置の導入と実質的に同じようになつてしまつ」と、そして③と関連して④企業に係る優遇措置が必ずしも企図されたような経済的成果を生み出さない可能性があること、⑤ロッケイン効果が発生すること等である。

4 事業主税

(1) 事業主税の概要

事業主税 (Inhabersteuer) は、企業税制改革の政策勧告である Brühler Empfehlungen における Lang 教授の補足意見において提案されている。⁽²⁴⁾ これも、別の箇所で詳細に検討するので、簡単に素描することとする。

事業主税は、一定の要件を備えた人的企業に適用される課税方式であり、法人に対しても適用される二分の一所得免除方式と並存するものである。人的企業の許で出資者に対して払出された支払 (Auszahlung) は、人的企業の許で事業主税を課された後、支払控除方式 (Auszahlungsabzugverfahren) の適用により、出資者の許で払出利益に課された

事業主税を所得税債務から控除するか、または利益を稼得した同一事業年度内に出資者に對して右の利益を払出す場合には、企業段階での事業主税の課税は行われず、直接出資者に払出利益が帰属する。すなわち、支払控除方式は、ドイツにおけるインピュテーション方式とほぼ同一の構造を有する企業・出資者間の二重課税を防止する手段であると解してよい。なお、事業主税の税率は二八パーセントとして想定されている。これは、地方企業税という現行の事業税を発展的に仮称した税目と併せて、企業に係る税負担が三五パーセント程度になるようという考慮に基くものである。

では、Lang教授が右のような支払控除方式を考案された根拠に以下で簡単に触れておく。

さて、問題は、先に挙げた“支払”的意義である。事業主税の許では企業利益は各事業年度の純資産の増加分から支払を加算し、払込（Einlagen）を控除したものであると定義されている。そして、支払とは”（法人、事業主税を課される企業も含めて）企業に係る資産のあらゆる流出形態である”と定義されている。すなわち具体的には、株主への配当（隠れた配当をも含む）、取締役報酬、出資に基く利益の分配等を指す。かかる支払に對して法人の許では二分の一所得免除方式が適用され、事業主税を課される企業の許では支払控除方式が適用され、課税がなされることとなる。

右のような課税方式によつて、企業に係る資産の流出が合理性を有するものであるか否かを問う必要がなくなるのである。例えば、法人の許で過大な役員報酬がなされた場合、右の役員報酬のうちいづれが合理性を有する報酬部分か、を明確に限界付ける必要は最早なくなる。加えて、役員報酬は企業段階で損金として税務上処理され、そして配当は利益処分として処理されるが、こうした差異も消滅する。事業主税を課される企業（大概是人的会社であると言つてよい）の許では、企業と出資者とが明確に識別され（それとともに、両者の間が法人・株主間の関係と同じにな

る)、支払についてその形態を問わず統一的な課税方式が適用されるので、先に指摘した従来法人・株主あるいは取締役等との間で発生した問題は最早生じることがない。

なお、事業主税が適用されるのは、一定の要件を備えた人的企業のみではない。それと並んで特別に設けられた事業体 (Beteiligungsbetrieb) も含まれる。右の事業体は特に個人の資産管理・運用について大きなメリットをもたらす。その一つがロックイン効果の排除である。すなわち、事業体を通じた投資活動を行えば、事業体レベルで投資所得は内部留保され（勿論、事業主税は課される）、個人に流入するまで課税はなされない。したがって、投資先を変更する際にも（例、株式譲渡と、それに続く別の債券購入等）それに伴う譲渡益に対する個人所得課税はなされない（事業体レベルで投資対象の変更がなされるので、個人の許へ投資収益が流入するわけではない⁽²⁵⁾）。それは、投資形態の中立性 (intersektrale Neutralität) を最もよく実現する制度であるといい得る（このことは、例えば、投資家が株式を購入し収益を得る場合と社債を購入し収益を得る場合とで租税法を根拠にして意思決定に歪曲が生じないことを意味している。すなわち、資金調達の中立性の実現がなされている）。それ故、投資活動は活発化する契機が提供されるであろう。

以上のように、事業主税の採用、支払控除方式の採用、企業課税の領域における統一的利益概念の採用を通じて、企業課税および企業・出資者間課税に簡素化がもたらされる。所論によると事業主税率と法人税率は同じなので、法形態の中立性が右の点について達成される。加えて Dorenkamp 氏の見解によると、事業主税が適用されるのは、事業者のみではなく、非独立労働者、すなわち給与所得者も想定され得るところ。⁽²⁶⁾これは、先に論じた事業体の他に、Lang 教授による租税法典草案においても示されていた適格貯蓄勘定 (qualifizierte Sparkonto) を銀行に設け、そして当該銀行が課税庁に対して一定期間内の右の貯蓄勘定を経由する資産の流出・流入を証明することにより可能になる

ものであるといふ。これは、ロックイン効果を避けるための最も大きなメリットであることは事業体と同じである。⁽³¹⁾

因みに、Dorenkamp氏によると、右の適格貯蓄勘定というアイデアは、個人の貯蓄・投資活動が生命保険の形態で行われるとき、生命保険会社がその掛け金の拠出および保険金の支払を管理することとパラレルに考えることができる。⁽³²⁾

（2）人的企業に対する法人課税の選択権の付与

事業主税と並んで、Brühler Empfehlungenにおいて、人的企業にも法人課税を選択することが考案された（Optionlösung⁽³³⁾）。これにより、ほぼ一般的な企業税と同様の租税法上の効果を実現することが可能となる。⁽³⁴⁾なお、右の選択権を使用する場合には、選択権を使用した当該企業は一定期間は選択した課税方式を変更できない。⁽³⁵⁾

法人課税選択権は、あくまで企業の自主的な選択に委ねられているゆえ、個々の企業の事情に応じた課税方式の選択が可能となる。人的企業はその規模が様々であり、法人に近いものもあれば、零細企業もある。とりわけ後者について法人課税を適用することはその属性に鑑みて妥当でない。それ故、選択の自主性は右の要請をも実現するものである。

加えて、Dorenkamp氏は法人課税の選択権を非独立労働者、すなわち給与所得者にも適用するべきであると提言しておられる。⁽³⁶⁾会社から支払われる給与を事業所得、そしてそれを稼得するために投入した費用を事業支出として控除することを認めるべきであるといふ。

しかし、法人課税選択権にも批判（あるいは留意点）はある。まず法的安定性を害する可能性があるため、仮に右の制度を実施するとした場合、一度選択権を使用した場合は一定期間継続してその適用を受けるものとするのは妥当である。そして、同じく右の制度を実施する場合には、組織変更税法におけるのと同様に、事業用資産の譲渡を想

定した課税がなされはならず、選択権行使について租税法上中立的であることが必要である。⁽³⁷⁾ そもそも、選択権は実効的に行使されえないであろう。

5 二分の一所得免除方式

二分の一所得免除方式 (Halbeinkünfteverfahren)⁽³⁸⁾ は、現行のドイツにおける法人・株主間課税方式である。その導入に係る詳しい経緯は別の機会で述べるが、意義は凡そ「法人利益については法人段階で配当あるいは内部留保を問わず、統一的に二五パーセントの税率を適用し、そして右の利益が株主に配当された場合にはその利益の半額について個人所得税率が適用されるもの」であると言つことができる。⁽³⁹⁾ ①国際競争力を促進する法人税率を設けられたこと、②従来のインピュテーション方式の許における複雑な自己資本区分を放棄することができたこと、そして③同じくインピュテーション方式の許で非居住者に対して税額控除請求権が与えられないというE.C法上疑義ある制度が放棄されたこと、が二分の一所得免除方式の最も重要な成果である。⁽⁴⁰⁾

Dorenkamp氏の分析によると、二分の一所得免除方式は、所得に係る部分的な繰り延べ課税を実現する。右の“部分的”といふ言葉は、すべての所得について課税の繰延がなされるわけではなく、また、繰延課税が適用される所得についても、全額繰延課税が適用されるわけではない、ということに基づくのかもしれない。

したがつて、別の箇所でも指摘したが、二分の一所得免除方式は Cash-Flow型税制を実現するための一里塚といふ位置付けが与えられているのである。⁽⁴¹⁾ 加えて、現在の二分の一所得免除方式における個人株主課税を直視すると、法人に対してのみではあるが、二五パーセントという従来の法人税税率と比較して、相当程度税率が引き下げられていることがその根拠であると思われる。

しかし、なお問題を含むものとされている。幾つか指摘されているが、ここで挙げておくのは、法人税率と最高個

人所得税率との間の乖離である。形式的には、前者は二五パーセント、後者が四二パーセント（二〇〇五年度以降）であり、その他の人的企業に係る事業税の負担軽減等の考慮要素を勘案しても、なお七パーセント程度の乖離が残ることで、⁽⁴⁴⁾ これにより、法形態の中立性が侵害され、さらに、個人株主に関してはロツクイン効果により投資阻害効果が生じ得ると予想されている。⁽⁴⁵⁾

なお、右のロツクイン効果に付随して、次のようなことが言われる。⁽⁴⁶⁾ すなわち、法人税率を二五パーセントと大幅に引き下げ、それとともに、企業にとって内部留保利益を用いた企業活動が円滑かつ促進される。それ自体は企業投資の活性化に資するのであるから好ましいが、しかし、それは同時に資本市場の嚮導機能を大幅に阻害する。例えば、企業は資本市場から資金を調達し、それをベースとして企業活動を行うが、その際投資家は企業の将来のパフォーマンスを予測して市場に資金を供給する。こうした資金供給市場のありようは事後の経済動向を方向付け、そして企業経営はかかる市場のコントロール下に置かれるとともに、資金供給の効率性が実現される。しかし、企業が内部留保利益からの資金調達にあまりに傾斜すると、右の如き市場による企業統制が阻害される。

（二）小括

第二次世界大戦後において提案されてきた企業課税改革の諸提案は、いずれも企業に係る法形態の中立性を実現するためのものであった。しかし、理論的には、一般的企業税が最も優れていることは明らかであるが、実現可能性という点で、問題が残る。すなわち、一般的企業税に係る批判の点でも指摘したが、法制度の激変が発生することが制度化への難点とされたのであった。加えて、法形態の中立性の他にも中立性は存在し、とりわけ、経済学的視点から

すると、資金調達の中立性や利益処分の中立性が重要である（勿論、分類上の問題であるが、中立性の概念はそれに止まらない）。両者も一般的企業税によつて実現されるところではないので、右の二つの中立性については、別途の政策が採用されねばならない。それに、解決の途を与えるのが、次章で検討する Cash-Flow型税制および ACE型税制や、四で紹介するオーストリアやクロアチアの税制改革である。⁽⁴⁸⁾

なお、法形態の中立性に例をとつて論ずると、所得計算の一元主義も問題である。それは、利益計算法と収支計算法との並存による二元主義である。これは、所得計算に際しての資産価額の処理に影響を与える。それとともに、税額に差異も生ずる。このように、法形態のみでなく、所得類型に基づく差異も中立性に制約を付するものとして観念されねばならない。

次の二では、そうした差異も斟酌しつゝ、企業・投資課税のありようを論ずる。

III Cash-Flow型税制と ACE型税制の理論

ここでは、前章までに概観した法形態の中立性を指向した提案ではなく、専ら時間の観点から見た中立性を実現する企業・投資課税に係る提案を論ずる。時間の観点から見た中立性とは、勿論、Cash-Flow型税制と ACE型税制であることは言うまでもない。企業の視点から見ると、保有する資産が時間の経過とともにその価値を変えていく。しかし、その価値の変化は、課税の側面に着目すると、タイミングに応じて税負担を変化させるものである。これは、個人の投資活動についても投資により得られた所得に対する課税のタイミングに応じて税負担が異なり得ることは指摘されている。この点、Tipke教授の議論は次の如きものである。「ドイツにおいては、応能負担原則は租税法の基本原

則として、重視されていふことは周知である。尤も、担税力を最もよく表す指標は何かについて争いもある。しかし、いずれにせよ、右の応能負担原則から、次の説明が導出される。それは、現実の価額に基いた課税である。例えば、その指標として、実利益 (Realgewinn)、実利子 (Realzins) が挙げられよう。こうした数値をベースに課税がなされることが求められている。そして、名目上の数値・データと実質の数値・データは、それぞれの納税者の許で大きなばらつきが見られるのである。原則として実際の数値に則って課税が行われないと、納税者ごとの税負担が平等でなくなつてしまふ恐れがある。すなわち、課税の時点に応じて、金銭的価値には相違があるので、できるだけ、税負担が平等になるように、実質的価値に則つて課税がなされることが求められる。

しかし、「多くの場合、名目上の価額をベースとした法制度が見られる。課税もその例外ではない。いわゆる時価主義 (Mark to Market) がそれである。例えば、取引行為に際して、一定の金額に係る債権については、実際に金銭の価値が上下する」とがあっても（インフレあるいはデフレによる）、それは斟酌されず、当該金額の給付が履行されれば、それに係る債務の履行は充足されたとみなされる。さらに、税務会計を例とすると、通常、会計上の価額をベースとして課税がなされる。会計書類上の金額の記載には、現実の金銭の価値の変化は反映されていない。右の状況をベースとすれば、実質的な金銭の価値に基いた課税は最早期待できない。

しかし、理論的見地からすると、名目価額に基いた課税という原則は、技術的原則である。それは、すなわち、実際上の行政実行可能性という見地から定立されているに過ぎない。それは、応能負担原則という最上位の正義に適つた、倫理上の原則ではないので、改善される必要がある（捨てる」とも可能である）。

では、それは如何なる形で追求されるべきであろうか。右の諸問題を中心に以下で論述を進めたい。

(一)

Cash-Flow型税制の構造

1 Cash-Flow型税制の理論的基礎

(1) 個人所得課税

ハハハ、Cash-Flow型税制の構造を分析する。しかし、それは、ACE型税制とも大いに関係している。したがって、ハハでは、若干叙述の構成上混乱が生ずるかもしねないが、極力両者を一括して扱うこととする。なお、問題の出発点は企業課税ではなく、個人所得課税である（なお、参照、(二)2）。

まず、租税法上、応能負担原則という言葉はあるが、これは、納稅義務者の担税力に則った課税を行う、ということをその意味内容としていることは周知である。それについては、かつてより議論が展開されてきた。現在では総合課税の原則、つまり、あらゆる所得類型について、合算した上で同一の税率を適用して所得を計算するということ、そして、個人の担税力を減殺する事情を斟酌しそれを所得から控除するということを主なベースとして言及されていた。

しかし、それについては、様々な観点から批判がなされてはじめたのである。

まず、本来の個人の担税力を最もよく表現するのは、一定期間の個人の許で生ずる純資産に係る価額の増加ではなく、あくまでも、生涯というスパンで見たそれではないか、ということである。例えば、Lang教授の叙述⁽⁵⁰⁾によると、ある同一額の生涯所得について、一定の賦課期間ごとに課税をしていく場合と、それを生涯所得について課税をした場合とを比較すると、前者の税負担が後者のそれと比べて圧倒的に重い、とされているのである。この点、一般に、

ドイツにおいては、期間課税の原則が挙げられているが、これは、あくまで技術的原則である、という言われ方をする。⁽⁵¹⁾ すなわち、国家は一定の税収を以ってはじめて国家作用を営めるので、本来は個人の担税力の最適な指標が生涯所得であるとしても、税収獲得の必要性から、定期的に課税をなす必要がある。そして、個人の所得は年齢を重ねるごとに高くなつていいくこと、所得税負担を大きなものにする要因となつていて、⁽⁵²⁾ そして、Cash-Flow型税制が採用されることにより、課税における長期的な平等が実現される、とされている。

したがつて、そうした累進課税と期間課税とが相俟つて、税負担の歪曲が生じることとされているのである。では、その場合、如何なる解決策が望ましいのであろうか。その一つの解決策が、Cash-Flow型税制であるとされたのである。それは、既に述べたが言うまでもなく、個人の一定期間の所得のうち、貯蓄・投資に充てられるものを取り敢えず課税から除外し、それらが後の時点において消費に充てられる際に、はじめて課税の対象となる、というものである。⁽⁵³⁾ これは、いわゆる支出税であるが、それは、個人の担税力を表現する指標として消費が最も相応しい、という思考をもそのベースとしていることを付言しておく。

(2) 企業課税

以上の論述から、Cash-Flow型税制の所得計算方法は、いわゆる、收支計算法であることが明らかとなる。そして、また、企業課税の領域において、Cash-Flow型税制が採用される余地があることは言うまでもない。これにより、長期的な中立性が実現される。⁽⁵⁴⁾ 著名なものとして Cash-Flow 法人税があることは周知である。その詳細は、先行研究に譲り、ここでは、ドイツでの学説の一端を概観しておく。

Weber-Grellet 氏によると、利益計算法は、いわば主観的な所得計算法であるという。すなわち、引当金の計上額や、減価償却のありよう等は、決して現実にある将来の費用・損失、資産価値の減耗を表現しているのではなく、あくま

でも予測的なそれに過ぎない、というのである。そして、Weber-Grellet氏は、収支計算法のメリットとして、①所得計算の客觀化、②現実の担税力を基準とした所得計算が可能であること、③あらゆる所得類型の平等扱い、④執行の簡素化を挙げておられる。⁽⁵⁷⁾

ここでは、便宜、③についてのみコメントしておく。現行のドイツ企業課税の領域においては、所得計算二元主義⁽⁵⁸⁾が妥当しており、それにより、企業という同一の經濟的事実関係が問題になつていても拘わらず、いわゆる基準性原則という商人にとっての負担軽減という便宜的措置により所得計算のベースが構築されることは好ましくない、というのである。現在では、商法会計と税務会計が分離しても、技術的発達によつて、事業者にとってそれほど大きな負担にはならない、というのである。⁽⁵⁹⁾

また、周知であるが、Wagner氏によると、収支計算法のほうが利益計算法を用いて所得計算するよりも中立的である、という。⁽⁶⁰⁾

(3) まとめ

以上の議論から明らかになるように、とりわけ(1)を見ると、個人レベルで Cash-Flow 型税制を採用した場合、企業課税に対し大きな影響を与えることとなる。まず、企業を従来と同じように、個人と並んで独立に課税をする、ということに変容が生ずる。すなわち、企業はあくまでも個人が将来の消費に充てる所得を留保しておくだけのものであり、純粹に考えればそれに対する課税はなされない、ということとなる。そして、課税をするにしても、投資額から生ずる利子に当る部分のみを課税する、ということになるかもしれない。また、投資領域から消費領域へと所得が後に移行する際に課税がなされるわけであるが、投資領域たる企業に留まつてゐる期間は、取り敢えず、内部留保利益と同じ様に課税をしておき、移行の段階でその調整をなし課税が単純に課税が繰り延べられていたのと同じ状況

を創出する、といふこともありうる。これは、インピュテーション方式そのものであり（但し、投資は非課税所得からなされている点は少なくとも異なる）、したがつて、インピュテーション方式は複雑である」と等を根拠として廃止されたが、Cash-Flow型税制には適合するのではないであろうか。尤も、株式の購入等、投資領域から消費領域に所得が移行するに際し、出資する原資に当る部分が原則として払い戻されない部分についての扱いを如何に構成するか、の問題は残つてゐる。

いざれにせよ、企業課税をなさない、といふことは、ラジカルなものであり、現実には税収必要性の観点から課税することとは避けられないであろう。

2 ドイツにおけるCash-Flow型税制の法状況

では、ここで、実定法を見る。代表的なCash-Flow型税制は、個人レベルではあるが年金課税⁽⁶²⁾のそれが挙げられるであろう。その他にも、実定法上若干の手がありがある。ここでは、それらについては、Dorenkamp氏⁽⁶³⁾およびBirk/Wernsmann⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾による叙述をベースとして実定法を概観する。

(1) 年金課税

ドイツにおいては、年金課税の方式について年金受給者の属性に応じて差異が見られる。まず、公務員年金については、掛け金を公務員年金基金に拠出する段階では、非課税であり、年金所得として受け取る段階ではじめて課税される。すなわち、完全な繰延課税が適用される。なお右の受取は給与所得（Arbeitslohn）として性質決定されるため、ドイツ所得税法上の非独立労働所得と分類される（参照、ドイツ所得税法一九条一項二号）。

次に企業年金については、公務員年金と同様に、使用者と労働者との間の年金給付契約または（使用者による）企業年金基金への拠出によって、年金の受給者が受給する時点ではじめて課税がなされる（ドイツ所得税法六条a、同

四条b)。

しかし、国民年金については若干課税方式が異なつており、Dorenkamp氏によると、そこに統一的なコンセプトを見出すことが出来ない、とされている。すなわち、国民年金については、その掛け金の拠出の段階では所得税を課されることはないが（ドイツ所得税法三條六二二号）、しかし、課税所得から控除され得るのは、その一部分であり限定的である（ドイツ所得税法一〇条三項）。

(2) 資産の償却

税務会計において、加速度的減価償却が認められている。これは、ある資産に係る真実の価値の減耗よりも多い額の減価償却を認めるものである。これは、企業の投資に充てられる利益を即時償却することと同じ原理を有することとなる（償却率を100パーセントとすれば即時償却と同じとなろう）。

(3) 資産譲渡

人的企業の許で、事業用資産が譲渡されたとしても、その譲渡益で新たな事業用資産が購入され、事業の用に供されるのであれば、当該譲渡益については課税繰延が認められる（ドイツ所得税法六条b）。

3 年金課税の理論的問題点—改革の方向性—

以上の法状況を直視して、Dorenkamp氏は次のように推論できるといふ。すなわち、非独立労働所得の課税についてはCash-Flow税制による課税方式が適しているといふことである。

(1) 年金税制改革の着眼点⁽⁶⁶⁾

現行の年金課税の許では、課税繰延をなすものと課税済み所得から年金のための拠出をなすものと二通りのものが⁽⁶⁷⁾ある。さらに、ドイツ租税法上の実現主義にも着目する必要があるといふ。すなわち、実現主義が妥当している根拠

は、言うまでもなく応能負担原則および行政実行可能性および手許流動性の欠如による過剰課税の禁止であるが、これは、年金の拠出金として納税者の手許から離れ将来的に納税者の手許に流入し、消費のベースとなるのであるから、未だに実現した所得とは構成しないことも不可能ではない。最後に、非課税所得から拠出する場合と、課税済み所得から拠出する場合とで後の年金受取額に大きな差異が生ずることとなる。

(2) 補論—所得計算方法の差異に基づく不平等—

さらに、ここで、年金課税とは直接の関係はないが、所得計算方法に差異が生ずることによって、如何なる問題が生ずるかを、見ておく。

この点、Dorenkamp 氏は理論的に次の様な指摘をなしておられる。⁽⁶⁸⁾ 仮に、事業者の許で適用されるような利益計算法に基く課税所得の計算は、いわゆるヒューマン・キャピタル（Humanvermögen）⁽⁶⁹⁾ を各個人の許で計算する必要が生じることとなる。すなわち、帳簿作成を行っている企業（利益計算法に基づいて所得計算がされる）と労働者（収支計算法で所得計算を行っているといつてよい）との間に、税負担に差異が生ずるおそれがある、という。確かに、現行法上ヒューマン・キャピタルの計算は行われていないが、利益計算法に基く課税所得の計算を非独立労働所得の許にも適用した場合には、それをゼロと計算することは妥当でないであろう。⁽⁷⁰⁾ しかし、ヒューマン・キャピタルの計算は容易ではない。⁽⁷¹⁾ すなわち、そもそも、事業用資産について減価償却をすることは、右資産に帳簿価額が付されており、それをベースにすれば客觀性を維持できるが、しかし、労働者の所得計算は利益計算法でも、収支計算法でもなく、現実には使用者によつて支払われる給与所得から一定額の控除（現実には実額によるそれとは到底言いえない）をなして計算されるものであるから、所得計算の際、自己の所得稼得活動に投入する資産を原則として斟酌しない。したがつて、ヒューマン・キャピタルは、とりわけ労働者については、帳簿価額を付することが容易でない。その意

味で、労働者の所得計算も含めて税制改革をなすとすると、それはあまりにラジカルであり、それ故、制度の実効可能性に大いに問題が生ずるおそれがある（尤も、右の問題は、給与所得の問題であるゆえ、本章の検討の視角からは離れるため、これ以上は論じない）。また、Waganer氏の言葉を借りると、「ヒューマン・キャピタルの価額は将来の収入に依存している」。⁽⁷²⁾ それと並んで、反対に次のような属性も指摘できる。すなわち、事業用資産は、一般的に、新技術の開発によって、容易に陳腐化する傾向があるが、ヒューマン・キャピタルについては、新しい技能を修得する訓練を継続することによって、その価額が変化しない、⁽⁷³⁾ といふことである。また、さらに、労働者は、収支計算法によつて所得計算がなされるから、利益計算法を通じて所得計算を行う企業と比較して、必要経費を即時に控除できるので、租税法上優遇されているという指摘もある。⁽⁷⁴⁾ この点は、将来的な税制改革の課題といふことになる。⁽⁷⁵⁾

したがつて、いずれにせよ、納税義務者に係る法律上の属性から生ずる諸々の課税方式の差異は好ましいものではないので、右のような根拠から年金所得の課税方式を統一化することが理論的に首尾一貫しているとされているのである。

以上に鑑みると、Cash-Flow型税制を導入するとしても、取り敢えずは、部分的なものに止まらざるをえないであらう（また、Cash-Flow型税制を導入するとしても、減価償却制度を残す、という選択肢も主張される）。⁽⁷⁶⁾

(二) ACE型税制の構造

1 ACE型税制の理論的基礎

さて、ACE型税制も、実は、Cash-Flow税制と同様に、⁽⁷⁷⁾ 課税をなす時点における金銭の実質的価値に対応した課税

を可能にする、ということがそのポイントである。⁽⁷⁸⁾ 周知のことではあるが、すなわち、 t 期における金銭価値と $t+1$ 期の金銭価値とは利子率の分だけ差異が生ずる他に、インフレーションが加算される可能性がある。その際、 $t+1$ 期までに生じた利子は所得として観念されるとしてもインフレーション分は見せかけの所得であるため、それに所得税を課すことは本来できないはずである。したがって、毎期の所得を計算する際に、右の如きインフレーションによる見せかけの所得を控除することが必要となつてくるのである。

なお、ACE型税制を構築する際に、右の控除を如何なる形で実現するかが問題となる。企業課税におけるそれは、次款に譲るとして、個人レベルでは、簡素化を根拠として、しばしば、利子所得の非課税措置が導入されることとなると、考えられている。⁽⁷⁹⁾

2 企業課税におけるACE型税制

ここで企業課税におけるACE型税制を論ずるとすると、企業が一会计年度内に作成した帳簿に基づく課税所得から、インフレによると思われる部分を控除することになる。それにより、インフレによる見せかけの利益について課税がなされることはない。しかし、そのインフレ率を如何なる方法によつて計算するかは別に問題となる。なお、詳細は、四(三)1を参照されたい。

また、Lang教授⁽⁸⁰⁾によると、ACE型税制を採用した場合、自己資本をベースに控除額が計算されることとなるので、自己資本を充実させる誘因を企業に与える、というメリットもある。⁽⁸¹⁾ したがって、引当金あるいは準備金の過大計上がなされることがなくなり、それとともに、課税ベースの拡大が実現される余地もある。⁽⁸²⁾

(三) 小括

「」では、二で分析した事項の他に、関連する論点にコメントすることにより小括に代えることとしたい。経済学的に見ると、ACE型税制は、金銭価値を時間に関係なく一定とする」とについて優れている。それは、言い換えると、まさに、とりわけ、資産の譲渡益課税については、有効な政策となることが分かる。但し、以下のデフレ下にあるわが国について短期的にインプリケーションを持つか否かについては疑問があろう。⁽⁸³⁾

なお、一定の要件を充足した際の資産（ドイツでは株式が最もよく議論の対象となる）の譲渡益に係る非課税措置は、経済学的に見ると望ましいと考えられる。その根拠は、まず譲渡益自体が巨額となることがあり、それとともに税額自体も巨額となる可能性があること、そして譲渡益の中には資産の含み益の他にインフレによる名目的な利益が含まれていることである。⁽⁸⁴⁾

なお、以上の一般論から離れて、実際に、制度を構築する際の留意点に簡単に言及しておく。

この点、二の論述において、ACE型税制とCash-Flow型税制とが、時間の観点からの担税力の適切な把握、といいうわば同じ観点から提唱されていると指摘がなされた。その意味で、両者が、二者択一的な租税政策であると考えられるかもしれない。しかし、他方で留意点もある。すなわち、様々な与件の置きようによつては、二者択一的なそれを觀念する余地はある。しかし、そうでないとする立場もある。したがつて、理論的には、両者とも優れているであろうが、結局、制度として採用される場合には、実効可能性等が大きなウエイトを占めることとなる。その意味で、ACE型税制については、例えば、債権および一定の資産の簿価をベースに一定の債務を控除することによつて計算さ

れる自己資本について観念上生ずる基準利子 (Normalzins, Schutzzinsとも呼称される) を右の自己資本から控除する、といった作業が要求されることがある (詳細は、四を参照されたい)。しかし、かかる基準利子の設定は恣意的になるおそれがある、という批判もあり、むろんには手続が煩雑になることは避けられないであろう。

また、Cash-Flow型税制については、その稼得した利益について、その使用・処分が貯蓄・投資に当るのか否かが、必ずしも判然としない場合もあることはあるであろう。

むろんに、本章で論じた時間の観点からの中立性の実現により、経済全体の効率性が上昇するか否か、という観点も議論の対象とされている。これが実現されれば、経済政策としては積極的に採用される根拠となる。この点、Homburg 教授は、ACE型税制を例とし、賦課期間に関係なく課税が中立的となれば、貯蓄・投資か消費か、という点の意思決定の歪曲はなくなるが、しかし、それに応じて課税ベースが縮小するので、税率の引き上げが行われ、労働か余暇かに係る意思決定に歪曲が生ずるおそれがある、という。⁽⁸⁸⁾ すなわち、Homburg 教授は、効率性に一定の改善が見られるが、しかし、それが同時に別の箇所での非効率性を生むものである、と論じておられるのである。なお、Wenger 教授は、右の Homburg 教授の主張に、労働供給に係る意思決定は税負担の総額、すなわち、利子所得への非課税とその分の税率の引き上げが税収中立的であるならば、税負担総額に変化はないのであるから、労働者の意思決定は歪曲されることはない、と反論しておられる。⁽⁸⁹⁾ この問題は、また他日を期して論じられる問題であろう。

現実の制度構築に際しては、右の如き各政策選択肢に係る長所・短所を、そのときの経済情勢等も踏まえながら、総合的に勘案して決定することが必要であると考える。

(1) 参照、手塚貴大「ドイツにおける企業税提案から見た企業税制改革と租税立法—租税法制度設計に係るインプリケーション導出の

ための「賦課」 法学政治学論究五七号 一五七頁以下。アンドリ、邦語による紹介記事、例へば、参照、アーネル・ラング／木村弘之亮・西山由美（訳）「ヨーロッパ域内市場およびディレクトリに向けての企業課税改革」法学研究六五卷八号八三頁以下、アーネル・ラング／西山由美（訳）「企業課税の国際協調」法学部法律学科開設100年記念国際シンポジウム編集委員会編『11世紀における法の課題と法学の使命：慶應義塾大学法学部法律学科開設100年記念ハサワカバ』（慶應義塾大学出版会、一九九四年）二八九頁以下。

- (2) ネの用法による、参照、参照、Jacobs, Otto. H, Unternehmensbesteuerung und Rechtsform 3. Aufl., München 2002, S. 110ff. ; ders., Internationale Unternehmensbesteuerung 5. Aufl., München 2002, S. 313ff.
- (3) 手塚・前掲注(1)一五九頁以下。
- (4) ネの論証は、参照、手塚・前掲注(1)一六三頁。
- (5) 近畿の政策上の動向による、論述による、参照、Krause-Junk, Gerold Regina Müller, Nachgelagertes Verfahren bei der Besteuerung der Alteseinkünfte-Erwidderung zu dem Beitrag von Birk / Wernsman, DB 1999 S. 166-, DB 1999, 2282.
- (6) Rose, Manfred, Plädoyer für ein konsumbasierte Steuersystem, in:ders. (Hrsg.), Konsumorientierte Neuordnung des Steuersystems, Heidelberg 1991, S. 9.
- (7) ネの近畿による、論述、Jacobs, Unternehmensbesteuerung und Rechtsform (Fh, 2), S. 115 ; Kiesewetter, Dirk, Zinsbereinigte Einkommen- und Köperschaftsteuer : Die Implementierung im deutschen Steuersystem, Bielefeld 1999. ネの近畿による、論述による、Ders., Theoretische Leitbilder einer Reform der Unternehmensbesteuerung : Eine vergleichende Analyse der Reformmodelle Kroatiens, Österreichs und Skandinaviens, StuW 1997, 30ff. ; Wurmsdorbler, Norbert, Zinsbereinigung des Einkommens in Österreich, StuW 2003, 176ff.
- (8) 因みに、近畿、わが国でも、法人税の納税義務者を確定法人として、法人格を有するから法人税を課すが、法人税を課すが必ずしも株式会社ではないところ、法人税がなされることは、日本の課税を整理する優れた論理である、参照、佐藤英明「新しく組織体の発展」ハイナハハヤル・ハリホー大田町九三頁以下。
- (9) Pezzer, Heinz-Jürgen, § 11 Köperschaftsteuer, in : Tipke, Klaus / Joachim Lang (Hrsg.), Steuerrecht 17.Aufl., Köln 2002, § 11 Rz. 1.
- (10) Lang, Joachim, Prinzipien und Systeme der Besteuerung von Einkommen, in : Iris, Ebding (Hrsg.), Besteuerung von Einkommen, Köln 2001, S. 49ff., S. 50ff. ; Wissenschaftlicher Beirat der Bundesministeriums der Finanzen, Brühler Empfehlungen zur Reform der Unternehmensbesteuerung :

Bericht der Kommission zur Reform der Unternehmensbesteuerung, Bonn 2000.

(11) Horlemann, Heinz-Gerd, The Notion of Income from Capital: Jahrestagung der European Association of Tax Law Professors 12. bis 14. Juni 2003 in der Universität zu Köln, StuW 2003, 271ff.

(12) 企業課税における企業の法形態の中立性の実現—企業税制改革に照らしたドイツ租税法における企業課税の法構造と課題¹⁵—（近澤）。

(13) 誰もが、Kiesewetter (Fn. 7), StuW 1997, 24f. など、近澤、経済的中立性の実現を企図する税制改革提案として、例えば、参照、Kirchhof, Paul u. a., Karlsruher Entwurf zur Reform des Einkommensteuergesetzes, Heidelberg 2001, S. 20ff. など、即ち、即ちの改革案の中立性に関する Tipke, Klaus, Der Karlsruher Entwurf zur Reform der Einkommensteuer: Versuch einer steuerjuristischen Würdigung, StuW 2001, 148ff., 149f.; Bareis, Peter, Zur Kritik "Karlsruher Entwurf zur Reform des EStG", StuW 2002, 135ff. など、中立性を実現する法構造としたければならぬ事柄として、Wagner 教授は、租税法体系がその構造内に帶有する効果を挙げておられた。されば、(一) 税率標準効果、(二) 税率効果、(三) 選択効果である。①は、特定の者（例、事業者）による特定の税目（例、事業税）を選択する、より正確にいって、納稅義務者は事業を軸とする傾向を有する状況を指す。②は、特定の者に特別に軽減税率が適用される結果として、經濟的意思決定に歪曲が生じるといった状況を指す。③は、同一の事業関係に異なる減価償却方式が適用されると、現金化しての課税標準額に差異が生じるといった状況を指す。したがって、中立性の実現に際しては、右の①乃至③の効果が除去されねばならない。されば、以上に依る、参照、 Wagner, Franz W., "Karlsruher Entwurf zur Reform des Einkommensteuergesetzes" -Anmerkungen aus der Perspektive ökonomischer Vernunft, StuW 2001, 354ff., 357f.

(14) Lang, Joachim, in: Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 8 Rz. 7.

(15) ハウゼンの企業税制改革は選択標準を含むものとして、参照、 Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 31ff.

(16) 法律学者のやれどして、参照、水野英樹「所得税と相続税の交錯—非課税の場合は課税繰り延べ又被課税所得」ハコラスム | OII | ○印 | 五回販売。

(17) Wagner, Franz W., Korrektur des Einkünftualismus durch Tariffualismus-Zum Konstruktionsprinzip der Dual Income Taxation, StuW 2000, 431ff., 432.

- (18) Hey, Johanna, Rechtsformneutralität und Besteuerung von Unternehmensgeinn, in : Iris, Ebting (Hrsg.), Besteuerung von Einkommen, Köln 2001, S. 155ff.
- (19) 本文中の企業課税改革の諸提案について、参照 Sieker, Susanne, Möglichkeiten rechtsformneutraler Besteuerung von Einkommen, in : Seeger, Siegbert F. (Hrsg.), Perspektiven der Unternehmensbesteuerung, Köln 2002, S. 145ff.
- (20) 本款の趣旨について、参照 Hey, Johanna, Einführung in die Köperschaftsteuer, in : Hermann, Carl / Gerhard Heuer / Arndt Raupach, Einkommen-und Köperschaftsteuer Kommentar (Loseblatt), Köln Stand 1999, Ann. 199.
- (21) 木村弘之「出資者税構想の実験的実機」*法學研究*51卷11期119頁-121頁以下、同「出資者税構想のメカニズム」法學研究51卷9号160頁以下。又、一般的説明として、金子宏『租税法 第十版』(弘文堂、1100五年)1159頁以下、水野忠恒「法人税改革」碓井光明他編『日波講座 現代法8 政府と企業』(日波書店、一九九七年)181頁以下、191頁以下。
- (22) 手塚・前掲注(1)。
- (23) 手塚・前掲注(1) 170頁。
- (24) 本文中の収益による事業税の課税について、参照 Lang, Joachim, Perspektiven der Unternehmenssteuerreform, in : Wissenschaftlicher Beirat der Bundesministerium der Finanzen, Brühler Empfehlungen Bonn 2000, S. 25ff.
- (25) 以上の立場について、参照 Seidel, Christian, Betriebsteuer und Neutralität, StuW 1989, 350ff, 355f.
- (26) Dorenkamp, Cristian, Unternehmenssteuerreform und partiell nachgelagerte Besteuerung von Einkommen, StuW 2000, 121ff., 131f.
- (27) 収益による資金課税の母子税の意義について、参照 Schneider, Dieter, Investition, Finanzierung und Besteuerung 7. Aufl., Wiesbaden 1992, S.204.
- (28) 本文中で概観した事業主税は、本文中で論じられたように、投資家による、ロジクイーン効果の排除、資金調達の母子性を実現するだけではある。企業レベル(ハーベル)は本文中で論じた事業体や会社は、内部留保利益に対する税負担が相対的に高い場合に、当該企業は収益の費用に係る賦課期間の帰属を問題とし、税負担を低減するためのハーベル。しかし、内部留保利益に対する税負担が低いと、かかる説因があまり生じない、となるのである。以上について、参照 Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 132.
- (29) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 121ff., 130ff.

131—企業・投資課税における経済学的中立性と租税法（一）（手塚）

- (30) Lang, Joachim, Entwurf eines Steuergesetzbuchs, Bonn 1993, Rz. 473.
- (31) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 131.
- (32) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 131.
- (33) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 72ff.
- (34) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 73.
- (35) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 75.
- (36) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 131f.
- (37) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 75.
- (38) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 49ff.
- (39) 畑澤さ、『経営』、Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 51f.
- (40) Wissenschaftlicher Beirat, Brühler Empfehlungen (Fn. 10), S. 49ff.
- (41) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 128f.
- (42) ノーベル賞受賞者 Lang, Prinzipien und Systeme (Fn. 10), S. 63 が論じる所によれば、手塚・前掲注(3) 五九頁。しかし、Söhn / Müller-Franken も、『年金収取の年金所得の原資を換出する場合の金額控除』について実際以後の年金や年金額する際の金額累積、即ちハーベト・ソーンは「年金控除のハーベト・ソーン」、ムーラーは「年金控除のムーラー」、何故なら、年金は個人に係る租税力が最も高い租税である。経営 Söhn, Hartmut / Sebastian Müller-Franken, Vorgelagerte und / oder nachgelagerte Besteuerung von Altersbezügen?, StuW 2000, 442ff., 450f.
- (43) Dorenkamp, Christian, Spaltung zwischen Köperschaftsteuer-und Spitzensatz der Einkommensteuer, in : Pelka, Jürgen (Hrsg.), Unternehmenssteuerreform, Köln 2001, S. 61ff., S. 75ff.
- (44) 手塚貴大「企業課税における法形態の再立憲—1990年～企業税制改革を素材とする—」法学政治学論研究[1991]九一頁以下
ハーベト・ソーン。
- (45) 手塚貴大「企業税制改革の概要」企業活力研究所編『最近の企業税制改革の動向に関する調査研究報告書』(企業活力研究所、1991年) 手塚註、11頁以下。

- (46) ベーリンガー、ヘルツィグ、ノルbert / Christoph Wartin, Betriebswirtschaftliche Anforderungen an die Unternehmenssteuerreform, StuW 2000, 378ff., 385f.
- (47) ワグナー、ブリューラーの「Brühler Empfehlungen」による提案がなされた。日本ペーヤハムの企業税率と個人所得税率との乖離による投資行動に対する制約が生じる可能性がある。参考文献、Wagner, Franz W. / Thomas B. Bauer / Dominic Wader, Was ist von den "Brühler Empfehlungen" für die Investitionspolitik, die Finanzierungsstrukturen und die Neugestaltung von Gesellschaftsverträgen der Unternehmen zu erwarten?, BB 1999, 1296ff., 1297.
- (48) 三一口論で租税法の範囲とその課税の関係について、参考文献、Wagner, Franz W., Korrektur des Einkünftedualismus durch Tarifdualismus-Zum Konstruktionsprinzip der Dual Income Taxation, StuW 2000, 431.
- (49) Tipke, Klaus, Steuerrechtsordnung I 2. Aufl., Köln 2000, S. 512ff. 参照、題判や解説文通りにして、参考文献、三田一通他編『実務租税法講義』(昭和法政研究会 1990 年) 五百五二頁(木村弘也税執筆)、甘利美「所得税令と税額—租税のタマハクの翻訳か?」金子宏編『所得課税の研究』(有斐閣 1991 年) 一一九頁云々。
- (50) Lang, Prinzipien und Systeme (Fn. 50), S. 66f. 参照、Krause-Junk, Gerold, Einkommensteuer, Konsumsteuer und die ausgelassenen Chancen der Einkommenserzielung, Wirtschaftsdienst 1999, 545.
- (51) Lang, in : Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 9 Rz. 44.
- (52) Lang, in : Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 4 Rz. 119.
- (53) 井藤・福澤(著) | K. | 1998 | 参照、Kanzler, Hans-Joachim, Die steuerliche Gewinnermittlung zwischen Einheit und Vielheit, FR 1998, 233ff., 247.
- (54) Lang, in : Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 4 Rz. 119.
- (55) 法律学者のベルンハルト、ウベリヒ、ヘルツィグ、甘利美「法人課税の再検討に関する見解—課税の母子性の翻訳か?—」租税法研究 18 号 | 1998 | 参照。
- (56) ベーリンガーの論述を参考して、ウベリヒ、ヘルツィグ、甘利美「法人課税の再検討に関する見解—課税の母子性の翻訳か?—」租税法研究 18 号 | 1998 | 参照、Weber-Grellet, Heinrich, Bestand und Reform des Bilanzsteuerrechts, DStR 1343ff., 1348f.
- (57) ベーリンガー、法連邦的な觀点から取扱税算法定を推奨するとして、参考文献、Eicker, Michael, Darf der Steuerzugriff ein Unternehmen zahlungsunfähig machen?, StuW 2002, 217ff. Eicker 教授によると、私人は皿への資力を投じて経済活動を行ふ、利益を得る。他の

際、経済活動に必要な費用は私人の危険の許に投入され、国家はその危険を負担しない。したがって、国家が課税を通じてかかる経済活動の成果に参加する場合には、現に私人の手元にある成果に参加しないと私人の経済活動を阻害してしまう、中長期的には税収そのものが得られない（222）。右の意味でも、私人の担税力は現に私人の手元にある流動性（Zahlbarkeit）であると解すべきであり、加えて、所得を期間計算する、不確定な収入まで所得計算に組み込まれるとなり、担税力に適した課税はなし得ない、と言ふ（229ff.）。

(58) Weber-Grellet (Fn. 56), DStR 1998, 1349. ①、②および④については、既に本文中の體例より推論可能なものとし、やれいはこやれむ、所得計算における主觀性の排除と関連して述べる。

(59) 所得計算＝元主義の發展については、例えば、参照、Tipke, Klaus, Die dualistische Einkünfteermittelung nach dem Einkommensteuergesetz : Entstehung, Motivation und Berechtigung, in : Kruse, Heinrich Wilhelm (Hrsg.), Festschrift für Heinz Paulick zum 65. Geburtstag 9. Mai 1973, Köln 1973, S. 391ff., 393ff.

(60) 近頃、エーハウスによると、EC規則¹¹と一口で表す裁判所の判決等による、基準性原則が統一された素地が整いつつある。その結果をもとに論議を重ねる、Kort, Michael, Der Maßgeblichkeitsgrundsatz des § 5 Abs. 1 EStG-Plädoyer für dessen Aufgaben, FR 2001, 53ff. Kort教授の整理によれば、“true and fair view”は、法人の年度決算が、事業状況を適切に示し、法人の資産・財政・収益状況を表現しなければならないこと、あくまで決算ではなく、正規簿記の原則を同時に適用されねばならないこと、されど、これは両者の“妥協”である、とされるべきこと（58）。一方で、“true and fair view”は多義的であり、今後によっては逐條会話に如何なる範囲を及ぼすかは一概の定めではない。参照、Beisse, Heinrich, “true and fair view” in der Steuerbilanz? -Keine Anrufung des EuGH in steuerbilanzrechtlichen Fragen-, DStZ 1998, 310ff., 311. ただし、 “true and fair view”を実施していくべきだなどは、個々のケースにより、担税力を最も多く表すやるべき所得計算（あるいは資産評価）を突き止めいく必要がある、との結果として商法会話からの税務会計が乖離する、あるいは、あくまでスタンスが採用され、異なるかめしれない。参照、Kahle, Holger, Europarechtliche Einflüsse auf den Maßgeblichkeitgrundsatz, StuW 2001, 126ff., 132. また、商法会話と税務会話との分離による現象について次の問題を指摘やめる。アメリカ合衆国の GAAP と IAS (国際会計基準) の税務会話に大きな影響を及ぼすものである。参照、Euler, Roland, Steuerbilanzielle Konsequenzen der internationalen Rechnungslegung, StuW 1998, 15ff. Euler教授は右の事情を以下のとおり詳説する。GAAP と IAS は通常無形資産についての収益を仕つかぬかに關係なく資産計上するのを許容し、逆に負債について相当地度

の債務発生に係る確実性が負債計上の条件となることである。日本はGAAPとIASが市場関係者に対する会計が持つ情報提供機能を重視してくる結果である。しかし、右のような構造の許では性質上課税所得が多額になる傾向がある (a. a. O. 22f.)。日本のもべたGAAPおよびIASに基づく以上のもべな帳簿作成の背景には何があるのか。それを説明すべし。参考、Biener, Herbert, Die Rechnungslegungsempfehlungen des IASC und deren Auswirkungen auf die Rechnungslegung in Deutschland, BFuP 1993, 345ff., 351f. Biener氏は、アングロ・アメリカ系諸国と大陸系諸国との間の市場構造の違いをベースとしてこれを説明すべし。企業はエクイティ・ファイナンスをする必要があった。そのため自社の配当可能利益でわかるだけ多く見せよとした。右の事情を会計方法に組み入れたのだった。しかし、これにはある問題が付着する。例えばA氏がある企業の株式を購入した場合、彼は当該企業の会計上利益が多いことに着目し当該株式を購入したと推察する。しかし、その利益の多くは負債が当面少なく益上がるために、株式購入後それを短期間で譲渡する株主は負債が発生する前に譲渡益を稼得できるが、その反対に長期間株式を保有する株主は事後の債務の増加による株価低下についてのリスクを負うこととなる。これは会計が当面の利益を多く見る傾向を有するとの帰結に他ならぬ。したがって、この点で、長期間株式を保有する株主はあまり会計の内容を信頼できない。そのため、その点の手当てが必要となる。また、日本法会計がGAAPおよびIASの影響を受け変容する場合には、平等課税の原則の実現へと規制を重視して、基準性原則は放棄されなくとも可能である。

- (61) 参照、Wagner, Franz W., Neutralität und Gleichmäßigkeit als ökonomische und rechtliche Kriterien steuerlicher Normkritik, StuW 1992, 2ff., 11.
- (62) 法律的の趣旨からの摘出べし。参照、Beiser, Reinhold, Die Gleichheit in der Pensionsbesteuerung-Anforderungen der Steuergerechtigkeit, sozialstaatlicher Solidarität und einer effektiven Altersvorsorge-, DB 2002, 703ff.; Lang, in: Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 4 Rz. 117, § 8 Rz. 77. また、参考モドリ、Horlemann, Heinz-Gerd, Altersversorgung im Blickpunkt : Einordnung des Gerken-Gutachtens zur Einführung von Pensionsfonds, FR 1999, 20ff., 22.
- (63) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 124f.
- (64) Birk, Dieter / Rainer Wernsmann, Die Besteuerung der betrieblichen Altersversorgung-Reformbedarf und Gestaltungsmöglichkeiten des Gesetzgebers, DB 1999, 166ff.

- (65) クルリツ、Fischer, Lutz, Altersbeziege und Altersvorsorge, in: Iris (Hrsg.), Besteuerung (Fn. 10), S. 463ff. も参照。
- (66) たゞ、出世、マヤの年金制度に係る不平等を憲法上を義務付いた判決として、参照。BVerfG-Urteil vom 6. 3. 2002 -2BvL 17 / 99, DB 2002, 557ff.
- (67) その他には、マサソ所得税法六条の規定にて、一定の事業用資産の買入換入による認資産の譲渡益の繰延が認められてゐる。たゞ、課税繰延の例は所得税法上も認められる。詳見にして、例えば、参照。Birk, Dieter, Steuerrecht 7.Aufl., Heidelberg 2004, Rz.1036ff.
- (68) Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 123ff.
- (69) human capital との詳見を参照。中里実「human capital と租税法—研究ノート—」ハコリスト九五〔昭 10 四月〕、同九六〔昭 11 五月〕以下。
- (70) Wenger, Ekkehard, Traditionelle versus zinsbereinigte Einkommens-und Gewinnbesteuerung : Vom Sammelsurium zum System, in : Rose, Manfred (Hrsg.), Standpunkte zur aktuellen Steuerreform : Vorträge des Zweiten Heidelberger Steuerkongresses 1997, Heidelberg 1997, S. 115ff., S. 120ff.
- (71) Wagner, Franz W., Die Integration einer Abgeltungssteuer in das Steuersystem—Ökonomische Analyse der Kapitaleinkommensbesteuerung in Deutschland und der EU, DB 1999, 1520ff., 1523.
- (72) Wagner (Fn. 17), StuW 2000, 434.
- (73) Wagner (Fn. 17), StuW 2000, 434.
- (74) Wagner (Fn. 17), StuW 2000, 434.
- (75) 課税所得計算の改革のあらわしのうして別種の詳細な検討が付記されてゐる。
- (76) Ehrhard-Rauch, Andrea, Die Einnahme-Überschuss-Rechnung als einheitliche Gewinnermittlungsart?, DStZ 2001, 423ff., 425. もだ、Schneider 教授によれば、収支の Cash-Flow 算定を導入すればした場合、たゞ、費用を計上し、盈余の算上をやめただけ次期以降に轉じやればよい。資金の内部留保分から調達がなれまいとするが如く、されど分配政策に歪曲が生ずる、される。それによる配当政策に歪曲が生ずる、される。また、費用・減価償却費の全額即時控除の実施がこの国の良好なパフォーマンスを長めなかつた、とする。以上により、参考。Schneider, Dieter, Reform der Unternehmensbesteuerung durch "Eckwerte" oder durch Cash-flow-Besteuerung?, BB 1987, 693ff., 698.

- (77) Lang, in: Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 4 Rz. 118.

(78) 云々トの結果として、參照、 Homburg, Stefan, Allgemeine Steuerlehre 3. Aufl., München 2003, S. 228ff.

(79) Lang, in : Tipke / Lang (Hrsg.), Steuerrecht (Fn. 9), § 4 Rz. 118.

(80) 云々トの結果として、參照、 Lang, Joachim, Konsumorientierung-eine Herausforderung für die Gesetzgebung?, in : Smekal, Christian / Rupert Sendlhofer / Hannes Winner (Hrsg.), Einkommen versus Konsum:Ansatzpunkte zur Steuerreformdiskussion, Heidelberg 1999, S. 143ff., S. 157ff.

(81) Lang, Konsumorientierung (Fn. 80), S. 159.

(82) Lang, Konsumorientierung (Fn. 80), S. 159.

(83) 森田茂樹『日本が世界を変える税制改訂』(中央公論新社、1100円) 11月刊。

(84) Rose, Manfred, Sinn und Unsinn einer Besteuerung von Gewinnen aus Veräußerung von Anteilen an Unternehmen, BB 2000, 1062ff., 1063 ; Wenger, Ekkehard, Die Steuerfreiheit von Veräußerungsgewinnen: Systemwidrigkeiten und systematische Notwendigkeiten, StuW 2000, 177.

(85) 諸異議の立場、 参照、 Wagner, Franz W., Die zeitliche Erfassung steuerlicher Leistungsfähigkeit, in: Hax, Herbert / Werner Kern / Hans-Horst Schröder (Hrsg.), Zeitaspekte in betriebswirtschaftlicher Theorie und Praxis, Stuttgart 1989, S. 261ff., S. 270f.

(86) Homburg, Allgemeine Steuerlehre (Fn. 78), S. 343f.

(87) ノイエの諸異議の立場、 参照、 Rose, Manfred, Zur praktischen Ausgestaltung einer konsumorientierten Einkommensbesteuerung, in : Oberhauser, Alois (Hrsg.), Probleme der Besteuerung I, Berlin 1998, S. 99ff., S. 103f. ; McLaren, Jr., Charles E. / George R. Zodrow, Administrative Vorteile des individuellen Steuervorauszahlungs-Ansatzes gegenüber einer direkten Konsumbesteuerung, in : Rose (Hrsg.), Konsumorientierte Neuordnung (Fn. 6), S. 117ff., S. 123ff.

(88) 參照、 Homburg, Stefan, Soll die klassische Einkommensteuer wiederbelebt werden?, in : Rose (Hrsg.), Standpunkte (Fn. 70), S. 107ff., S. 112f.

(89) 參照、 Wenger, Traditionelle versus zinsbereinigte Einkommens-und Gewinnbesteuerung (Fn. 70), S. 134.

(90) しかし、企業課税の領域のみならず、給付所得等の領域でも、企業課税の立場から所得核算方法として採用されるのが、Cash-Flow税とACE利税との間で、二つともあるが、企業課税の立場から、より回答がなされね。たとえば、(1)では、(2)に及ぶれた給付所得についてのルートへサヤシタスの計算、(2)は、(1)への繰り込みだ、個人の諸々の簡素化を根拠とした利子所得に係る非課税がその理由である。云々として、 参照、 Dorenkamp (Fn. 26), StuW 2000, 128.